

# 選挙に行こうよ!

(鹿児島県明るい選挙推進協議会だより)  
第21号 令和3年10月5日 発行

鹿児島県明るい選挙推進協議会事務局  
〒890-8577  
鹿児島市鴨池新町10番1号  
鹿児島県選挙管理委員会内  
TEL:099-286-2237  
FAX:099-286-5517  
mail:senkyo@pref.kagoshima.lg.jp



## リモートによる選挙講話を実施しました



新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止を図るため、鹿児島県庁からテレビ会議システムを利用し、リモートによる選挙講話を下記の4校で実施しました。

授業終了後のアンケートでは、「対面の授業ではなかったが、とても分かりやすかった。」「オンラインでの講話だったが、内容は理解できた。」などの感想をいただきました。

対面による出前授業が開催できるようになるまで、引き続きリモートによる出前授業を実施します。

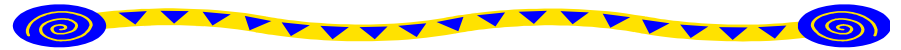
学校名	実施日	時間	参加数	備考
鹿屋市立串良小学校	R3.6.17 (木)	14:20~15:05 45分	39人 (小6年生)	鹿屋市と共催
曾於市立大隅北小学校	R3.6.23 (水)	14:10~14:45 45分	16人 (小5・6年生)	鹿児島県単独
霧島市立国分北小学校	R3.6.29 (火)	14:20~15:55 95分	70人 (小6年生)	霧島市と共催
曾於市立月野小学校	R3.7.6 (火)	13:25~14:10 45分	12人 (小6年生)	鹿児島県単独

県明るい選挙推進協議会による出前授業を希望される場合は、県選挙管理委員会まで御連絡ください。

また、出前授業を実施している市町村もありますので、出前授業の実施を検討される際は、学校所在地の市町村選挙管理委員会にもお問い合わせいただけます。



鹿屋市立串良小学校 選挙講話の様子



## 10月31日(日)は衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の投票日です



衆議院議員総選挙は、今後の日本の政治の方向性を決定づける重要な国政選挙です。

**棄権することなく、必ず投票に行きましょう。**



## 活用しよう「期日前投票制度」



選挙の当日に、仕事や旅行、レジャー、冠婚葬祭等の用務があるなど一定の事由に該当する場合は、「期日前投票」を行うことができます。

期日前投票は、選挙の公示日の翌日から選挙期日(投票日)の前日までの期間に、原則として、各市町村に1か所以上設置される期日前投票所で投票できます。(詳しくは、お住まいの市町村選挙管理委員会にお問い合わせください)

## 政治家の寄附は禁止。有権者が求めることも禁止。

政治家が選挙区内の人に、お金や物を贈ることは、法律で禁止されています。

違反すると処罰されます。また、有権者が寄附を求め、求めることも禁止されています。

寄附禁止のルールを守って、明るい選挙を実現しましょう。

みんなで徹底しよう「三ない運動」

